

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

山 県 市

1 促進計画の区域

別紙地図記載のとおり

2 促進計画の目標

1. 旧高富町地域

(1) 現況

本地域は、山県市の南部に位置し、岐阜市と隣接し中心部に主要河川の戸羽川が流れ河川沿いに平地部が形成され南部地域（高富・富岡地区）においては混住化が進んでいる。西部（梅原）北部地域（桜尾・大桑地域）は、法第3条第3項第2号に掲げる事業において岐阜県の特認地域に指定されており、従来からの農村地域で農地の保全確保に努めるとともに、地域農業集団組織を中心に稲作経営が行われている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第2号、第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧美山町地域

(1) 現況

本地域は、山県市の北部に位置し、山地丘陵地が多く長良川の支流武儀川が流れその河川沿いの農地と山間部に点在した農地を活用し農業が営なまれている。本地域は特定農山村地域や中山間地域に指定されるなど、平地地域に比べて生産条件が悪いことからこれを補正する取り組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、併せて同項第1号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧伊自良村地域

(1) 現況

本地域は、山県市の西南部に位置し、伊自良地区農地開発事業により整備された伊自良湖から放流される農業用水を活用し幹線沿いに形成された農村地域で、稲作・野菜等の経営が行われて

いる。また、上伊自良地域は振興山村地域・特定農山村地域に指定され、下伊自良地域は法第3条第3項第2号に掲げる事業において岐阜県の特認地域に指定されており、平地地域に比べて生産条件が悪いことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、併せて同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧高富町区域	第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び第3号に掲げる事業
②	旧美山町区域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③	旧伊自良村区域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定なし

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

旧梅原村、旧桜尾村、旧大桑村、旧下伊自良村。（岐阜県特認基準）

旧上伊自良村（特定農山村法、山村振興法）

旧美山町（特定農山村法、山村振興法（旧北山村、旧葛原村、旧乾村）、過疎法）

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (リ) 市長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
緩傾斜農用地をすべて対象
 - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地
- (ル) 岐阜県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

(1) 市長の判断による要件緩和を認める場合について

ア. 集落の農用地面積が 1ha 未満である場合において、農用地面積が 0.8ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ. 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、山県市の人・農地プランに今後の地域の中心となる経営体として定められた者とする山県市農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。